

公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準

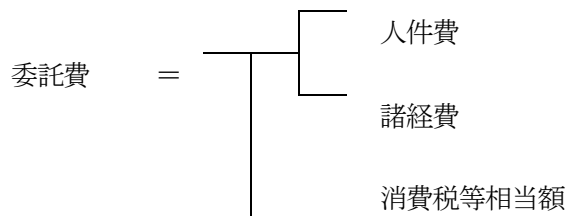
平成 16 年 4 月 1 日
国関整一用第 400 号
令和 5 年 1 月 18 日
国関整用企第 156 号

1 適用範囲

本積算基準（案）は、公共事業に係る権利に関する公共嘱託登記を委託する場合に適用する。

2 委託費の構成

本積算基準（案）による委託費の構成は、次によるものとする。



(1) 人件費

人件費は、公共嘱託登記（司法書士）に従事する者の人件費で、別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」を標準とするものとし、積算に係る基準日額は、国土交通省が公表する設計業務委託等技術単価を参考に定めるものとする。

(2) 諸経費

諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の 40% を標準とする。

3 別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」について

(1) 打合せにかかる旅費を加算することができる。積算上の基地から発注事務所までの往復旅行に係わる旅費交通費とし、ここでいう積算上の基地とは、原則として受注者の本支店等が所在する市役所等とする。本支店等とは競争参加資格確認申請書に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。

(2) 本歩掛は、必要な書類を発注者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受注者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。

(3) 不動産の個数が 5 個を超えるときには、発注者及び受注者で協議の上、不動産の個数 5 個までを 1 件とすることができる。

(4) 本歩掛に定めのない事項又は委託の内容等に異なる慣行がある場合については、別途、適正に定めるものとする。

公共嘱託登記(司法書士)委託歩掛

I. 登記に関する申請手続

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
1. 所有権保存	1 件	0.180	
2. 相続	1 件	0.420	
3. 所有権移転	1 件	0.300	
4. 用益権・担保権の設定	1 件	0.269	
5. 用益権・担保権の移転又は処分	1 件	0.220	
6. 登記名義人の表示変更・更正	1 件	0.100	
7. 抹消・変更・その他			
①所有権の登記	1 件	0.240	
②所有権以外の登記	1 件	0.120	

II. 書類の作成、その他

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
1. 文案を要するもの（民法第903条の特別受益証明書等）			
①正本	1 枚	0.080	
②その他	1 枚	0.009	
2. 文案を要しないもの（共同担保目録のみの作成）	1 枚	0.020	
3. 謄抄本・登記事項証明書・登記要約書又は印鑑証明書の請求 及び受領（委任状作成を含む）	1 通	0.020	
4. 登記簿閲覧等（登記の申請手続の代理又は申請書類の作成若 しくは申請行為代理に関する場合は除く）	1 用紙	0.020	

III. 割増料・相談業務

種別	発注単位	司法書士 (人)	備考
割増料 I			
不動産の個数 1 個分を超える分 1 個につき	1 個	0.020	
割増料 II			
区分建物所有権保存 敷地権の移転の登記の効力のあるもの	1 件	0.160	
その他のもの	1 件	0.060	
割増料 III			
区分建物の所有権移転で敷地権の移転の効力のあるもの	1 件	0.160	
相談業務 1 時間につき	1 時間	0.060	